

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="230 256 714 292">愛媛県看護職員修学資金貸与条例</p> <p data-bbox="846 300 1104 376">昭和37年 3月30日 条例第19号</p> <p data-bbox="174 384 544 419">(返還の債務の当然免除)</p> <p data-bbox="136 427 1097 504">第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p data-bbox="163 552 1097 1086">(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p data-bbox="192 1094 1090 1297">ア 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項又は第2項の許可を受けた病院(以下「病院」という。)であつて、当該許可に係る病床数が200床未満のもの、当該許可に係る病床数の80パーセント以上の病床の種別が精神病床であるもの又は65歳以上の者の入院比率が60パーセント以上の病棟</p>	<p data-bbox="1209 256 1693 292">愛媛県看護職員修学資金貸与条例</p> <p data-bbox="1825 300 2083 376">昭和37年 3月30日 条例第19号</p> <p data-bbox="1155 384 1525 419">(返還の債務の当然免除)</p> <p data-bbox="1117 427 2078 504">第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p data-bbox="1144 552 2078 1086">(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p data-bbox="1171 1094 2074 1423">ア 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項又は第2項の許可を受けた病院(以下「病院」という。)であつて、当該許可に係る病床数が200床未満のもの、当該許可に係る病床数の80パーセント以上の病床の種別が精神病床であるもの、<u>医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行の際現に同法第1条の規定による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定による知事の許可を受けていた主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有するもの又は</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">_____を有するもの</p> <p>イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき指定された<u>独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</u></p> <p>オ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康センター（助産師として業務に従事する場合に限る。）</p> <p>カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。）</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）</p> <p>ケ <u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定に基づき設置された施設</u></p> <p>コ その他これらに類するものとして規則で定める施設 (2)・(3) 省略</p>	<p style="text-align: center;">_____を有するもの</p> <p>イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき指定された<u>国立療養所</u></p> <p>オ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康センター（助産師として業務に従事する場合に限る。）</p> <p>カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。）</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）</p> <p>ケ <u>心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号の規定に基づき設置された福祉施設</u></p> <p>コ その他これらに類するものとして規則で定める施設 (2)・(3) 省略</p>